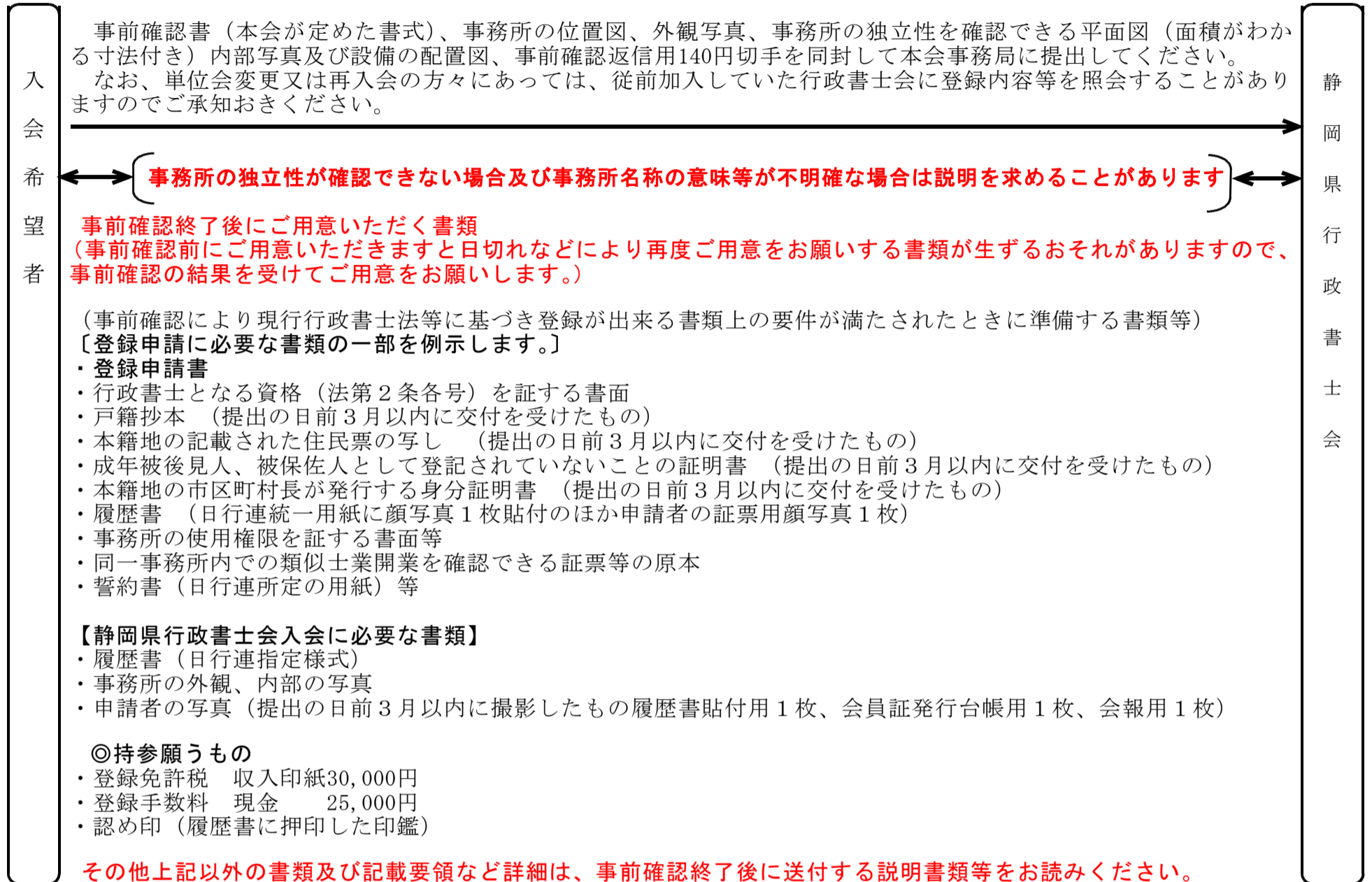


行政書士登録申請及び入会の手続の流れ

平成27年 4月

静岡県行政書士会では、行政書士登録事務を円滑に進めるため、本申請に先立ち事前確認制を採用していますので、ご入会を希望される皆様には、下記の「行政書士登録申請及び入会の手続の流れ」にしたがってのご協力をお願いします。なお、事前確認及び新規登録申請の受付は、予約制になっておりますので事前に事務局にご連絡戴き、日時の予約をお願いします。ご予約なくご来客の場合には、失礼ながらお断りしなければならない場合がございますので、予めご承知ください。その他ご不明の点は、事務局におたずねください。

1. 事前確認



【注記】静岡県行政書士会が登録の本申請を受理した場合であっても、心身の故障により業務ができない者、行政書士の信用又は品位を害するおそれのある者、その他行政書士の職責に照らし適格性を欠く者は、登録を拒否されることがあります。（日行連会則第43条参照）

2. 本申請

